

1 策定の趣旨

- いじめを防止するためには
 - ・ いじめを許さない集団づくりを通して、いじめの問題の未然防止を図るとともに、いじめのサインを早期に発見し、早期に対応することが大切
 - ・ 全ての児童生徒が安心して学校生活を送り、自分の夢の実現に向かって様々な活動に自律的に取り組むことができるよう、学校を含め、地域社会全体でいじめの問題に取り組むことが重要
- そのため、いじめの問題の解決に向け、いじめの防止等の基本的な方向を示す「呉市いじめ防止基本方針」を策定し、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進

2 いじめの定義等

【いじめとは】

児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

※ いじめに当たるか否かの判断に当たっては、当該行為を受けている児童生徒が現に心身の苦痛（傷つき）を感じているかという視点に立ち、いじめられた児童生徒本人や周辺の状況等を客観的に確認して総合的に判断することを周知し、いじめの積極的な認知につなげる。

3 呉市におけるいじめ防止等の基本的な考え方

いじめは「どの子供にも、どの学校でも、起こりうるものである」との認識に立ち、いじめられた児童生徒の立場に徹底的に立ち、寄り添って対応することを基本とし、児童生徒が傷ついているのかどうかについてしっかりと観察し、ささいな変化に気付くこと、また、指導や介入の機会を逸することなく、継続して一緒に取り組む姿勢であることが大切である。学校及び呉市教育委員会は、常にこの基本的な考え方に立ち返り、一人一人の尊厳の大切さを心に据えながら、次に示す視点を中心として、取組を推進する。

◆ いじめの防止	児童生徒一人一人の状況を的確に把握し、全ての教育活動において望ましい集団づくりを進める。
◆ 児童生徒の主体的な活動の支援	児童会・生徒会を中心としたいじめ撲滅キャンペーン（年間2回実施）を実施する等、児童生徒の主体的な活動を支援
◆ いじめの早期発見・早期対応	アンケート調査や個別面談を行うとともに、日常的な実態の把握により、児童生徒が発するどんな小さなサインも見逃さず、早い段階で適切に対応
◆ いじめへの組織的な対応	教育相談や見守り、保護者連携等により、児童生徒の状況の把握に努め、特定の教職員が問題を抱え込むことなく、学校全体で情報を共有するなど、組織的に対応
◆ 学校、家庭及び地域の連携	P T Aや地域の関係団体等と学校関係者がいじめの問題について協議する機会を設けたりするなど、地域、家庭と連携した対策を推進することが必要

4 呉市におけるいじめの防止等に関する取組

◆ いじめの防止等に係る組織

- ◇ 呉市自立支援サポート委員会
 - ・ 構成員：学校、教育委員会、警察、弁護士
P T A連合会長等
 - ・ 問題行動に関する調査研究や研究協議等
- ◇ 呉市いじめ問題等調査委員会
 - ・ 構成員：学識経験者、弁護士、医師
臨床心理士、社会福祉士
 - ・ 重大事態等が発生した場合に、公平性・中立性を確保した調査
- ◇ 呉市いじめ問題検証会議
 - ・ 構成員：呉市長、副市長、総務部長、市民部長、福祉保健部長
 - ・ 重大事態の調査結果について検証

◆ いじめの防止等に関する取組

- ◇ 全ての教育活動を通じた道徳教育や体験活動等の充実
- ◇ 教職員研修の充実等
- ◇ 相談窓口の周知
- ◇ 保護者を対象とした啓発活動等、家庭への支援
- ◇ インターネット等を通じて行われるいじめに対処する体制を整備
- ◇ 学校におけるいじめの防止等の取組の点検等



5 学校におけるいじめの防止等に関する取組

◆ 「学校いじめ防止基本方針」の策定及び見直し

- 保護者や地域住民、児童生徒の意見を取り入れて策定
- いじめの防止等に係る年間活動計画を明確に示す。
- 学校のホームページ等への掲載
- 各年度の開始時等に児童生徒、保護者等に説明
- 毎年度末までに検証及び見直し
- 学校評価において達成状況を評価

◆ いじめの防止等に係る児童生徒への指導

- いじめの発生時における学校の対応をあらかじめ示す。
- いじめをした児童生徒への指導に当たっては、十分な反省を促すとともに、成長支援という視点を持ちながら指導
- 情報モラルを身に付けさせる。

◆ 生徒指導体制及び教育相談体制の構築

- いじめ問題等に係る校内研修を年間1回以上実施
- アンケート調査及び個人面談を学期に1回以上実施（調査方法や回答方法の検討）
- 相談窓口の設置、広報
- 「いじめ撲滅プロジェクトチーム」に「保護者による相談窓口」の設置



◆ いじめの防止等に係る組織

- 「いじめ防止委員会」の設置
 - ・ 構成員：教職員、心理当に関する専門的な知識を有する者その他の関係者
- 「いじめ撲滅プロジェクトチーム」の設置及び情報共有や意見交換の実施（学期に1回以上）
 - ・ 構成員：教職員、児童生徒、保護者、地域住民



◆ 児童生徒の主体的な活動の支援

- いじめ撲滅キャンペーンの実施（年間2回）
- 児童会・生徒会組織の中に、いじめの防止等のための委員会の設置等



◆ 警察への相談・通報

- 犯罪行為として取り扱われるべきと認められるいじめ事案等に対しては、直ちに、警察に相談・通報の上、警察と連携して対応

◆ 重大事態発生時の対応



6 重大事態への対応

【重大事態とは】

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。（生命心身財産重大事態）
- 二 いじめにより当該学校に在籍する児童生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。（不登校重大事態）

◆ 発生報告

- 学校が教育委員会に発生報告し、教育委員会は呉市長に発生報告する。

◆ 調査

- 調査を行う主体について、教育委員会が判断する。
 - ・ 学校が主体となって調査する場合：緊急対応チームを編成
 - ・ 教育委員会が主体となって調査する場合：呉市いじめ問題等調査委員会に調査を依頼

◆ 調査結果報告

- 教育委員会が呉市長に調査結果報告する。

◆ 呉市長による措置

- 呉市長は、必要と認める場合、次の措置を執ることができる。
 - ・ 「呉市いじめ問題検証会議」を開催し、報告内容等について検証し、教育委員会に再調査を要請
 - ・ 「呉市総合教育会議」を招集
 - ・ 「広島県いじめ問題調査委員会」による調査の要請

7 「呉市いじめ防止基本方針」の公表等

- 呉市教育委員会学校安全課ホームページで公表する。
- より実効性の高い取組とするため、必要に応じて検証及び見直しを行う。

